

武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部における決定事項について

令和2年10月29日に開催した第16回武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部において、下記の事項について決定しましたのでお知らせします。

記

1 本庁舎における新型コロナウイルス感染症患者の発生について

選挙管理委員会事務局において発生した新型コロナウイルス感染症患者について、本人の症状や濃厚接触者の範囲について確認をし、保健所に報告し、その指示に従うこととした。

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底について

毎日事務スペースや窓口の消毒作業を行う等、感染拡大防止対策を徹底することについて、再度確認をした。